

農地信託制度を活用した高齢化農村の医療福祉サービス体系整備に関する研究 正会員○ 三木 健治\*2  
その5、農地流動化の現状 同 友清 實和\*1  
同 米盛 和之\*2  
同 永田 太基\*2

【研究の目的と方法】

前報において、農地信託制度導入の際予測される問題点をあげた。本報では、多くの過疎・高齢化農村を抱える鹿児島県をケーススタディとして行った、高齢化農村地域における高齢者農家世帯への聞き取り調査を分析することにより、農地流動化の現状を明らかにする。

【調査概要】

調査は鹿児島県下5ヶ町で実施した。対象は原則として世帯主が65歳以上で、農業後継者の不在な農家世帯である。調査は直接自宅を訪問し、調査員による聞き取り式で行った。調査期間・調査内容・町の選択理由は(表-1)を参照。

【分析結果及び考察】

農地信託制度の実現には、農地の利用法や所有関係の制限を撤廃する、いわゆる流動化を促進する必要がある。ここでは、流動化の現状を表す指標について考察を行なう。農業規模(所有面積)の属性を(図-1)に示す。

・農地の登記状況

農地の所有者が誰であるかは、流動化を進める際に最も大きな問題であるが、ここでは世帯主及び配偶者名義の農地とそうでない農地について面積の比率を調べてみた。世帯主及び配偶者名義の農地が、総面積の70%以上という世帯が半数いるが、わずか10%以下という世帯が2割も存在する。また、面積でなく農地筆数を基準に登記状況を調べてみたがほとんど同じ結果となった。(図-2)

・小作面積率

同様に(小作面積率) = (小作面積) × 100 / (総面積から山林面積を除いた面積) を調べた。上の年齢層ほど低い値を示すことが考えられたが、年齢による特性はみられない。日吉町で高い値を示しているのが特徴的である。(図-3)

表-1 調査概要

調査期間 (S,63)	開聞町	薩摩町	東郷町	日吉町	松元町	
	8/26~8/27	9/1~9/3	9/8~9/10	9/14~9/17	9/21~9/24	
調査内容	・ 将来の営農状況の予測 ・ 農業外収入 ・ 将来の農地処分の要望 ・ 老後の住まい方の要望 ・ 現在の営農状況 (地目・所有形態・登記状況・面積・作物 ・ 整備状況・所有筆数)					
調査地域	開聞町	・ 高齢化 ・ 農業中心 ・ 平地型	薩摩町	・ 高齢化 ・ 農業中心 ・ 山間部型	東郷町	・ 高齢化 ・ 農業中心 ・ 山間部型
選択理由	日吉町	・ 高齢化 ・ 農業中心 ・ 平地型	松元町	・ 高齢化 ・ 鹿児島市に隣接、一部宅地化が進行		

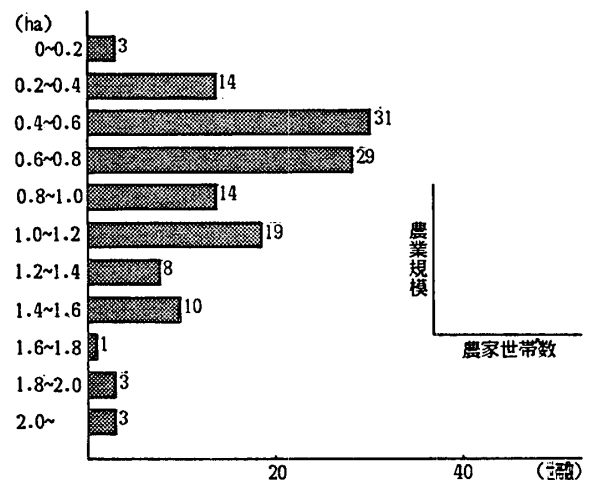


図-1 農業規模(所有面積) N=135

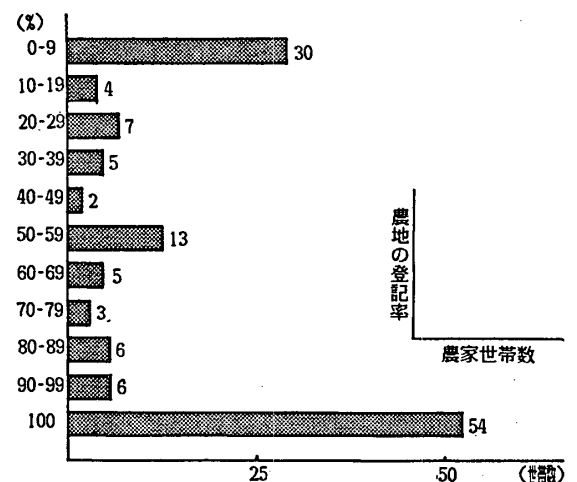


図-2 農地の登記率割合 N=135

A study on the relation between trust land fee and service fee  
with medical and welfare for the aged in rural community  
Part 5

・貸付け面積率

(貸付け面積率) = (貸付け面積) × 100 / (総面積から山林面積を除いた面積) で表される値を調べてみた。この値が大きければ、それだけ農地の流動化が促進されていると予想される。年齢が上の層ほどこの値が高いのではないかと予想できるが、年齢による特性はみられない。開聞町・薩摩町で平均より高い値で貸付けが行なわれている。(図-4)

・荒廃面積率

同様に(荒廃面積率) = (荒廃面積) × 100 / (総面積から山林面積を除いた面積) を調べた。年齢による特性はみられないが、東郷町で若干高い値が見られる。(図-5)

・農地の処分方法

将来、営農が不可能になった場合、現在の農地をどのように処分あるいは活用するかについて聞いてみた。「移譲する」が4割を越えるが、これは積極的に移譲したいというのではなく、死後、相続により移譲したいという回答が大半である。農業後継者がいないにもかかわらず、「移譲したい」という回答が多い。また、生前に何らかの形で子供や他人に移譲したいとする例はみられない。(図-6)

・考察

流動化の現状を探る指標として、小作面積率・貸付け面積率・荒廃面積率をあげた。小作面積率と貸付け面積率が10%以下の世帯が多いということは、必ずしも農地の流動化が円滑に行われていないという事につながる。その最大の要因として、第1に農業経営者の意識の問題(土地への固執化など)、第2に登記等の法的な問題があると考えられる。

また、3種類の指標において10%以下の世帯が多いという事は、農地が点在していると推測できる。

農地を「移譲する」にせよ「貸付ける」にせよ、いずれの場合も、現在の法律下では、本人名義ないし配属者名義でなければ困難な事である。農地の登記状況をみると、本人・配偶者名義となっていない農地がかなり多いことがわかった。農地の名義変更の際しての法的手続きの困難さと、金銭的な問題が原因と思われる。老後の土地処分に関しては、子供が他の都市に在住して、農業を営んでいない場合でも「移譲する」と回答する例がかなりある。このことは将来的に、耕作

者の不在な農地が増加することを意味している。

今回の調査では、一部の地域的な特性をみ出す事はできたが、その原因となる要素を解明する事はできなかった。今後は、農地一筆ごとの特性を調査することにより、その要因を究明する必要がある。

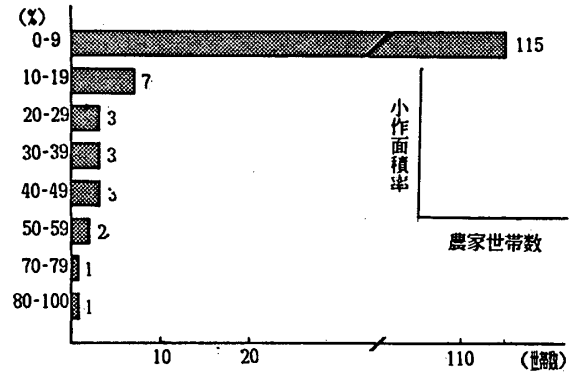


図-3 小作面積率割合 N=135

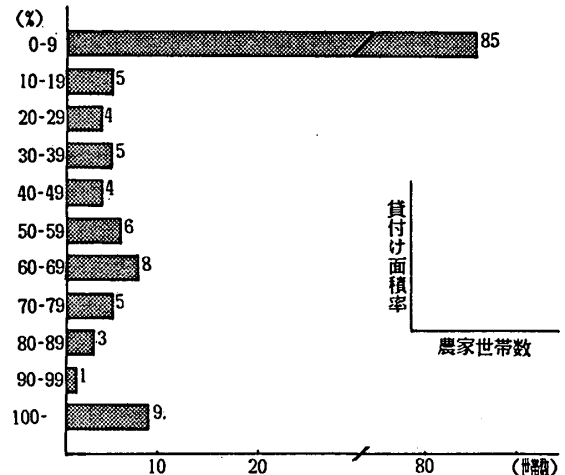


図-4 貸付け面積率割合 N=135

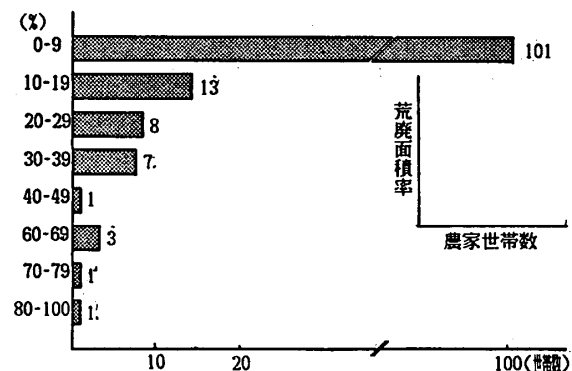


図-5 荒廃面積率割合 N=135

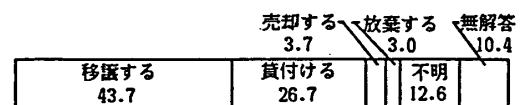


図-6 農地の処分方法 N=135

\*1 鹿児島大学助教 工学 \*2 同 大学院